

家裁の検察官送致決定を経て公訴提起された少年の殺人事件を裁判員裁判により家裁に移送した事例

【文献種別】 決定／横浜地方裁判所
【裁判年月日】 平成28年6月23日
【事件番号】 平成27年(わ)第1402号
【事件名】 殺人被告事件
【裁判結果】 家庭裁判所移送
【参照法令】 少年法20条1項・23条1項・45条5号・55条
【掲載誌】 判時2342号118頁

LEX/DB 文献番号 25543486

事実の概要

被告人(少年)は、自宅において、祖母および実母に対し、いずれも包丁で胸部、背部などを多数回突き刺すなどして失血死させたとする非行事実(行為時15歳8か月)により、横浜家裁に送致された。同家裁は、行為態様の悪質性、動機の身勝手さ、結果の重大性などからみて、少年の責任は極めて重大である一方、少年が真摯な反省の態度を見せないことなどからすれば、刑事責任を問うことが相当だとして、少年を検察官に送致した(少年法20条1項・23条1項)。検察官は、少年を横浜地裁に起訴した(同法45条5号)。

同地裁は、裁判員裁判による審理の結果、保護処分が相当だとして、事件を家裁に移送した(不服申立の手段はないため、ただちに確定)。処遇選択の理由は、おおむね以下のとおりであった。

決定の要旨

精神科医による精神鑑定は、被告人はさまざまな精神面での問題性を抱えているが、それは「生来的な要素や情緒的な関わりの少ない家庭に育ったという生育環境のいずれもが影響を与えたと考えられる旨説明する。そして、被告人に対しては安定した保護的な生活環境の中で、対人関係の構築や共感性を育成する働き掛けが必要であり、被告人の特性に配慮した適切な援助によって改善更生を図ることは可能であるとする」。専門家である医師が十分な回数の面接や心理検査等を踏まえ

て行ったこの鑑定結果は、採用することができる。被告人のこのような精神的な特性等については、家裁の審判段階において少年鑑別所が作成した鑑別結果通知書にも、同様の判断が示されている。

被告人が改善更生をするために、保護処分の有効性が認められるか否かについて検討すると、被告人は、各行為時15歳8か月、現在16歳9か月の少年であり、被告人の精神面での問題性、態度の変化、公判廷での様子などからみると、被告人には可塑性があると認められる。被告人に非行歴や保護処分歴がないことからしても、「保護処分を受けることによって改善更生していく可能性を肯定することができる」。

ただし、被告人が改善更生していくためには、「年齢の低い今の機会をとらえて、根気強い教育的な働き掛けを綿密に行う必要性が認められる。そのような働き掛けを行うためには、被告人を少年刑務所に収容するのでは不十分であり、時間や人手を十分にかけた矯正教育を専門的に施すことのできる少年院において、相当長期間にわたって個別的な教育を受ける方が効果的である」。したがって、保護処分には有効性がある。

次に、保護処分の許容性についてみると、「本件各犯行は、包丁で、胸部や背部等を多数回相当に強い力で突き刺すなどして、祖母及び母親の2名の貴い命を奪ったという強固な殺意に基づく極めて危険で残忍な犯行であり、被害者遺族のなかには厳しい処罰感情を示す者も複数おり、さらに、社会に与えた不安感等も無視することはできない。「各犯行の残忍さや、被害者2名の死亡と

いう結果の重大性を前提にすると、計画性のない衝動的な犯行であったことを考慮しても、被告人に対して保護処分を選択することが許容されて良いのかという点に一抹の躊躇を感じる。

しかし、本件各犯行については、「背景となった被告人の未熟さやコミュニケーション上の問題性には生育歴等が影響を与えたといえるのであるから、本件各犯行について、被告人一人のみにその全ての責任を負わせることが正しいとはいえない。また、本件各犯行は家庭内におけるものであって、被害者遺族でもある被告人の父親や妹は被告人に厳しい処罰を求めているわけではない。さらには、被告人を本件各犯行に向き合わせ、改善更生をさせて二度と再犯に至らせないことは、被害感情を和らげ、社会の不安を鎮めるためにも重要なことと考えられる」。そうすると、「保護処分の有効性が認められることを前提とし、被告人の改善更生を図って再犯を防止するため、被告人に対して刑罰を与えるのではなく保護処分を選択するということは、社会的にみても十分に許容されると考えることができる」。

以上からすれば、「刑事処分を科すよりも、家庭裁判所における保護処分に付し、少年院において、専門的、個別的な矯正教育を十分な期間受けさせ、被告人に対し、……重大な犯罪を行ったことの責任を自覚させるとともに、精神面における被告人の問題性を改善させ、二度と犯罪を行うことのないよう更生を図らせることが相当である」。

判例の解説

一 本決定の意義

少年法は、非行少年の「健全な育成」を目的に掲げながらも、家裁の検察官送致決定（逆送）（20条）を経て、少年の事件を起訴し（45条5号）、刑事裁判に付すことを認めている。他方、刑事裁判所が「事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは」、事件を家裁に移送するよう定めている（55条）。もっとも、少年法55条に基づく家裁移送が実際に決定されることは稀である。2014年、逆送事件の起訴は、一般刑法犯について113人（公判請求103人）であったところ、家裁移送は2人であった。

本決定は、被害者2人の殺人事件という極めて重大な事件について（少年が行為時16歳未満であっ

たため、20条2項該当事件ではない）、刑事裁判所が裁判員裁判によって保護処分相当性を認め、家裁移送を決定したものであり、しかも保護処分相当性の要素としての保護許容性の判断において、注目すべき点がある。

二 家裁移送制度と保護処分相当性

1 家裁移送制度の趣旨と保護処分相当性の概念

家裁移送制度は、家裁の逆送決定を経て起訴された少年についても、その後において要保護性の変化が生じうることに加え、可塑性に富む少年の事件については、少年をめぐる状況の変化に応じて手続・処分の選択を変更できることが望ましいことから設けられたものと理解され¹⁾、さらに、家裁の逆送決定に対して不服申立が認められていないところ、同制度は、不当な逆送決定を是正する機能をも担うものとされている²⁾。

家裁移送決定の要件たる保護処分相当性の判断は、逆送決定における刑事処分相当性の判断と表裏の関係にあるとされ、刑事処分相当性には保護不能と保護不適の二要素が含まれるとする前提に立てば、刑事裁判所がこれら二要素いずれもが否定されると認めるときに、保護処分相当性が肯定されることになる。

刑事処分相当性における保護不能に対応する保護処分相当性の要素は、保護可能性といわれ、これは、「当該事件の刑事手続で科されることが見込まれる具体的な刑罰……よりも移送後保護手続で見込まれる具体的な処分……の方が少年の改善更生のために有効であること」を意味するとされる。保護不適に対応する保護処分相当性の要素は、保護許容性といわれ、これは、「刑罰でなく保護処分を選択することが被害感情、社会の不安・処罰感情・正義感情などに照らして社会的に受認・許容されるものであること」を意味するとされる³⁾。保護許容性は、犯行態様、結果、動機などの犯情に限らず、被害感情、社会感情などをも考慮して判断されることになるが、その中心となるのは、犯情に基づき決せられる行為責任である。

2 保護処分相当性の判断

少年法20条2項該当事件については、同規定を原則逆送を定めた規定だと理解する立場から、保護処分相当性を肯定し、同規定ただし書を適用するためには、原則を覆すだけの「特段の事情」

が必要だとする理解が実務において支配的である。さらに、その判断においては、犯情に照らして、行為の悪質性を大きく減じるような「特段の事情」が認められなければならない、これが認められる場合に限って、少年の資質・環境に関する事情も含め、ただし書に掲げられた全事情に照らして、保護許容性（保護不適）と保護可能性（保護不能）とを総合判断して、具体的に予想される刑事処分と保護処分のいずれが相当かを決すべきだとする立場がある（犯情説）⁴⁾。

犯情説に立って保護処分相当性を否定した裁判例として、行為時 17 歳の少年が祖父母を殺害し、その後母親と共謀して祖父母方の現金等を強取するなどした事件について、さいたま地判平 26・12・25 (LEX/DB25505740) は、「知的能力には恵まれており、……被告人の生育環境、性格傾向、犯行への母親の強い影響があったとしても、なお祖父母の殺害を思いとどまることも十分できたはずであって、本件強盗殺人を自ら決意し実行した被告人の責任は重大である。また、本件各犯行に至るまで周囲の者が被告人の置かれていた劣悪な環境を改善できなかったことは残念ではあるが、そのことが本件の主要な原因であるとはいえないし、それにより被告人を保護処分に付すべきであるともいえない。そうすると、強盗殺人という重大事件を中核とする本件各犯行に及んだ被告人を保護処分に付することが社会的に許される特段の事情があるとは到底認められず、原則どおり刑事罰を科するのが相当である」とした。

他方、原則逆送事件についても、20 条 2 項の規定ぶりからして、犯情に限らず、「犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情」を総合的に考慮して、保護許容性、可能性の両面から「特段の事情」の有無を判断すべきだとする立場もある（総合考慮説）⁵⁾。

原則逆送事件について保護処分相当性を肯定した裁判例として、行為時 16 歳の少年による危険運転致死事件において、大阪地判平 28・8・2 (LEX/DB26643537) は、動機について、「安易かつ幼稚なもの」である反面、「反社会性が強く理不尽」なものとはいえないこと、行為態様について、「それだけで当然に刑事処分としなければならないほどに反社会的で悪質なもの」とはいえないこと、上記の動機、安易な運転の継続、事故後の救

護義務・報告義務違反などは、「目先の楽しみを優先させ」る傾向が強く、「自己統制力に乏しい」という「資質上の問題点の表れ」であること、このような資質上の問題点は「刑事処分によるよりも、保護処分による専門的かつ教育的な働きかけによって改善する余地が大きい」こと、低年齢であり、少年院送致の経験もなく、謝罪の気持ちを書述べているなど、「改善更生が期待できる事情」もあることを指摘したうえで、保護処分相当性を肯定した。このように、犯情からみて保護許容性が認められることを示唆しており、それとともに、あるいはそのことを前提として、保護可能性も認められることを指摘している。犯情説に立つとも、総合考慮説に立つとも、いずれの理解も可能であろう⁶⁾。

20 条 2 項該当事件については、犯情説、総合考慮説の対立があるが、非該当事件については、犯情および少年の資質・環境に関する諸事情を総合考慮し、保護許容性と可能性とをあわせ判断することによって、保護処分相当性の有無を決するというのが、実務において確立した立場である。

裁判員裁判により保護処分相当性を判断した裁判例の分析⁷⁾によれば、20 条 2 項に該当しない事件 5 件において、判断枠組みが明確でない 1 件を除き 4 件が、保護処分相当性が認められないことの理由として、保護処分が社会的に許容されないことをあげていたとされる。そのうち 1 件は、保護可能性を肯定しつつ、許容性がないことを理由にして、保護処分相当性を否定していたという。

三 本決定における保護許容性の判断

本決定は、20 条 2 項には該当しないながらも、被害者 2 人の殺害という極めて重大な事件について、保護処分相当性を認めている。本決定は、保護処分の有効性（保護可能性）を肯定した後、許容性の判断に入っている。

本決定は、「各犯行の残忍さや、被害者 2 名の死亡という結果の重大性を前提にすると、計画性のない衝動的な犯行であったことを考慮しても」、保護許容性には疑問が生じるとする。行為態様および結果からみて行為責任が重大であることの指摘である。

しかし、続けて、犯行の「背景」に「被告人の未熟さやコミュニケーション上の問題性」があり、さらにそれらには、「生育歴等が影響を与え

た」ことを指摘している。このような認定は、精神鑑定の結果を重く評価したことによるものであろう。そのうえで、「本件各犯行について、被告人一人のみにその全ての責任を負わせることが正しいとはいえない」と判示している。被告人の主観的事情である「生育歴等」であっても、「被告人の未熟さやコミュニケーション上の問題性」を媒介にして「犯行」に影響を与えたのであれば、行為責任の低減をもたらすとするのである。

近時、裁判員裁判における量刑の公平性という要請も与って、行為責任主義に立脚した量刑があらためて強調されており、犯行態様、結果、動機などの犯情の評価によって、行為責任の枠が決められるとされているが、犯情の評価にあたっては、若年性、生育歴など被告人の主観的事情が、犯情を媒介として、行為責任の程度に影響を与える可能性も指摘されている⁸⁾。たとえば、被告人の生育歴について、「単なる行為者の主観的事情（行為者の属性）の指摘にとどまる場合は、量刑の本質に照らし、それが量刑上大きく考慮されることはない」とされる一方、「不遇な生い立ちが精神的成長や人格形成を阻害して遵法精神や規範意識の涵養が十分になされず、それが犯罪への反対動機形成を阻害した場合」、あるいは、被告人が少年・若年成人であって、「幼少期から被害者に虐待を受けていたことが犯罪の動機となっているような場合」であれば、これらの事情は、意思決定への非難程度に影響を与える限りにおいて、責任非難の程度に影響を与え、量刑上考慮されるというのである⁹⁾。本決定が「生育歴等」が「未熟さやコミュニケーション上の問題性」を媒介として「犯行」に影響を与えたことを指摘し、それをもって行為責任の低減を認めたことは、このような文脈において理解することができる。

保護許容性の判断において中心になるのは、犯行態様、結果、動機などの犯情に照らして、行為責任の低減が認められるかという点であるが、それに限られるわけではない¹⁰⁾。被害感情、社会感情なども考慮されることになる。本決定も、被害者遺族でもある父親および妹が厳罰を求めていることを指摘している。

注目されるのは、「被告人を本件各犯行に向き合わせ、改善更生をさせて二度と再犯に至らせないことは、被害感情を和らげ、社会の不安を鎮めるためにも重要なこと」であるとの判示である。

少年法の健全育成目的に通じる改善更生・再犯防止が、少年自身の福祉の実現にとどまらず、被害感情・社会感情の宥和をもたらし、ひいては保護許容性を高めることになるとの指摘である。ここにおいて、保護許容性は、可能性から独立したものではなく、可能性が高まれば許容性も高まるという関係において捉えられている¹¹⁾。20条2項非該当事件についてだけでなく、該当事件についても、犯情説、総合考慮説のいずれに立ったとしても、保護許容性と可能性の関係をこのように捉えることは可能であろう。

●—注

- 1) 田宮裕＝廣瀬健二(編)『注釈少年法〔第4版〕(有斐閣、2017年) 505頁。
- 2) 川出敏裕『少年法(有斐閣、2015年) 334頁。
- 3) 田宮＝廣瀬・前掲注1) 書 506頁。
- 4) 北村和「検察官送致決定を巡る諸問題」家月 56巻7号(2004年) 70頁以下。
- 5) 加藤学「保護処分相当性と社会記録の取扱い」『植村立朗退官記念(立花書房、2011年)。
- 6) 齊藤豊治「判解」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 21号(2017年) 192頁。
- 7) 松田和哲「逆送裁判員裁判の裁判例分析」刑弁 88号(2016年) 31頁。
- 8) 少年刑事事件の弁護においても、このような主張をどのように構築し、どのように立証するかが最重要課題とされている(村中貴之「少年逆送事件の55条移送および量刑ケースセオリーと考慮事項」刑弁 88号(2016年) 参照)。
- 9) 司法研修所編『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』(法曹会、2012年) 72頁。
- 10) この点において最近注目されるのが、家裁の逆送と地裁の家裁移送が繰り返された事件における二度目の家裁移送決定である大阪地決平 29・1・24 裁判所ウェブサイトが、「一般国民から選任された裁判員を含む合議体が本件を家裁に移送する決定をしたのに対し、再度の逆送決定がなされた手続経過があり、被告人の負った手続的負担は既に過大になっていることを併せて考えれば、本件は、保護処分が許される特段の事情が存在し、保護許容性が肯定できる」と判示したことである。
- 11) 武内謙治『少年法講義』(日本評論社、2015年) 433頁が、「社会感情や正義感情を考慮した保護許容性判断は、非行に結びついた少年の問題や見込まれる処遇の有効性に関する事實的・科学的判断である保護可能性判断により変化しうる」と論じている。